

知的障がいのある子どもの理解：補助資料①

☆知的障がいのある子どもを教育する場合



知的障がい特別支援学級*¹を初めて担任します。学年相応の学習が難しいです。どうやって各教科の目標を設定すればいいですか？

平成29年7月に出版された小学校学習指導要領解説総則編や中学校学習指導要領解説総則編には、知的障がいのある児童生徒の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続き例を示しています。



＜知的障がい者である児童（生徒）の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続きの例＞

- a 小学校（中学校）学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童（生徒）の**習得状況や既習事項**を確認する。
- ・ 当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について



上記が難しい場合は…

- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童（生徒）を教育する**特別支援学校小学部（中学部）の各教科**の目標及び内容についての取扱いを検討する。



知的障がい者である児童を教育する特別支援学校の小学部の目標及び内容？
そういうのがあるのですか？

小学校等の各教科の内容の改善を参考に、社会の変化に対応した、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容が充実しました。



* 1：知的障がいのある児童生徒の教育的対応として、第1章2『☆⑤知的障がいのある児童生徒の学習上の特性を踏まえた教育的対応の基本』に、対応の基本が書かれています。

【小学部の各教科】

生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

- * 外国語活動については、児童や学校の実態を考慮した上、小学部3学年以上に、必要に応じて設ける。

小学校の「生活科」とは内容が異なることに注意です！

【中学部の各教科】

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、**職業・家庭**

- * 外国語科は、生徒や学校の実態を考慮し、各学校の判断により必要に応じて設けることができる。

「生活単元学習」や「作業学習」という教科はありません。^{*1}

Q：どんな内容を教えているの？

生活：3段階「キ 手伝い・仕事」の内容の一部

【後片付け】：手伝いや仕事の終了時に報告をしたり、自分から所定の場所に道具等を片付けたりすることが大切である。その際には、片付けをすることは、集団生活における大切なルールであることに気付くことが大切である。

算数：2段階「A 数と計算」の目標の一部

A 数と計算

- ア 10 までの数の概念や表し方について分かり、数についての感覚をもつとともに、ものと数との関係に関心をもって関わることについての技能を身に付けるようにする。



知的障がいの程度や状態、学習の習得状況に合わせて、**本人に合わせた段階**^{*2}で指導できます。



設定する際の大切な視点・教育課程の編成へ

c 児童（生徒）の**習得状況や既習事項**を踏まえ、小学校（中学校）卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。

d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

“教えても難しい”という教師の目線ではなく、“本人が学ぶ実感”のある各教科の目標・内容を設定し、指導していくことで、本人の力を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた力を育むことができます。



* 1：生活単元学習等は、「各教科等を合わせた指導」と呼ばれる指導形態です。詳しくは、第1章2『☆各教科等を合わせた指導～生活単元学習を例に～』をご覧ください。

* 2：当センターのトップページにある『新学習指導要領チェック』にて、知的障がいのある児童生徒の教育の各教科の段階の考え方等についてまとめているのでご覧ください。